

1. 平成26年第6回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成26年12月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第134号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程4 議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程5 議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第138号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第139号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第140号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第141号 郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第142号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第143号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第144号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程14 議案第145号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程15 議案第146号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程16 議案第147号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第148号 やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第149号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程19 議案第150号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第151号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程21 議案第152号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程22 議案第153号 平成26年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程23 議案第154号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程24 議案第155号 平成26年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程25 議案第156号 平成26年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について
- 日程26 議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて
- 日程27 議案第158号 財産の無償譲渡について（牛道財産区の財産）
- 日程28 議報告第15号 諸般の報告について（例月出納検査結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	11番	清 水 正 照
12番	上 田 謙 市	13番	武 藤 忠 樹
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美谷添 生
18番	田 中 和 幸		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 古 川 文 雄

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総 務 部 付 部 長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農 林 水 産 部 長	三 島 哲 也

商工観光部長	山下正則	商工観光部付部長	水野正文
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	古川甲子夫
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	長岡文男
--------	------	-----------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さんおはようございます。議員の皆様には大変御多用のところを御出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成26年第6回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、10番 古川文雄君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には13番 武藤忠樹君、15番 渡辺友三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月25日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月19日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月19日までの18日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成26年第6回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成26年第6回郡上市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

国政におきましては、先月11月21日、衆議院が解散されました。そして、本日12月2日公示、12月14日に投開票という日程で、第47回衆議院議員総選挙が行われることとなりました。国、地方ともに重要な課題が山積しており、我が国の将来が、今後どのような方向に方向づけられていくのかを左右する、きわめて重要な選挙になるものと考えております。

提出議案の説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

まず、第1点目ですが、去る10月9日に平成26年第4回岐阜県議会定例会が閉会をいたしました。この定例会におきまして、県道金山明宝線、明宝トンネル第一工区の新設工事発注に向けまして、限度額24億8,000万円。平成30年度までを期限とする債務負担行為が議決をされました。これで、いよいよ明宝トンネル本坑工事の今年度内の着手が正式に本決まりとなったわけであります。

岐阜県が新設するこの明宝トンネルは、明宝・畑佐地区と同・小川地区とを結ぶ、長さ1,653メートルのトンネルであります。小川峠は、険しい山道で交通の難所であるため、このトンネル開通は、郡上市の、そしてとりわけ明宝地域の年来の悲願でありました。トンネルの完成による交通の利便性の向上と地域への経済効果を大いに期待をいたすところであります。

明宝・小川地区は、地域づくりが大変熱心な土地柄ですけれども、トンネルの開通により地区の存続、発展が図られるよう、これからも大いに地域を盛り上げていていただきたいと思っております。市といたしましても、トンネルが一日でも早く開通するように努力をしまいたいと考えております。

次に、日には少しさかのぼりますけれども、去る9月24日、岐阜県により長良川支流の亀尾島川に設けられる内ヶ谷ダムの本体工事に向けて、仮排水トンネル工事の安全祈願祭がとり行われました。内ヶ谷ダムは、八幡町内にある長良川本線との合流点以南での水位を下げ、下流域の被害を縮小することを目的にしており、今回の仮排水トンネル工事は、ダム本体工事に先立って、亀尾島川の流れを一時的に切り替える転流工——流れを転ずる工事と書きますけれども——、その転流工として延長225メートルのトンネルを掘って川を迂回させるものであります。内ヶ谷ダムが早期に建設され、治水ダムとして長良川の治水上の安全を高める機能を発揮することを期待をいたしております。

3点目ですが、去る11月21日、高鷲町の切立において、市道切立線竣工式典が地元自治会の主催によりとり行われました。市道切立線は、大鷲知地内を起点とし、高鷲庁舎及び高鷲インターチェンジ付近などを通過し、切立地内に接続する重要な生活道路であります。地域の強い要望と全面的な御協力のもとに、平成17年度より着手し、総事業費約4億9,000万円をかけて完成をいたしました。本事業は、高鷲インターチェンジ付近から県道鮎立恩地線への接続点までの延長1,226メートル

ル区間を道路改良したものであります。歩行者及び車両通行の安全性と、有事の際の県道迂回路としての機能が高まることで、地域の発展に役立つことを期待をいたしております。

次に4点目ですが、去る11月24日、八幡町那比において、国道256号那比北工区の完成式典を市の主催によりとり行いました。当区間は、急峻な地形のため大型車の通行が困難なほど狭く、線形が悪いうえに雨量規制区間にも指定されているなど、通行の難所となっております。岐阜県により延長480メートル区間を平成20年度に事業着手し、総事業費約4億8,000万円をかけて完成をいたしました。那比北工区の完成により、地域住民や通過車両の安全で円滑な通行が確保されるとともに、雨量規制区間の短縮がなされたところであります。

最後に、冬の到来に伴い、郡上市内の11あるスキー場がこれから順次開業し、郡上市は本格的なスキーシーズンを迎えようとしております。昨シーズンから、郡上市スキー場CEO会——経営者の集まりであります——、このCEO会の御好意によりまして、郡上市内の小中高生とその保護者などのリフト券優待券制度などが大幅に拡充をされてまいりました。10のスキー場でそうした拡充が行われたわけですが、新たに今シーズンから、市内の幼稚園や保育園などの4歳以上の幼児の無料化とその保護者へのリフト券優待制度が追加をされました。

スキー場、CEO会の御配慮に感謝を申し上げるとともに、多く子どもたちがこの制度を利用することにより、ウィンタースポーツ、スキー文化に慣れ親しみ、将来のスキー、スノーボード選手が郡上市から多く輩出されることや、冬季の重要な産業であるスキー場が今後とも地元の人を初め、多くの来訪者でにぎわうようになりますことを期待をいたしております。

それでは、今般、定例会に提案をいたしました議案等につきまして、説明を申し上げます。

初めに、議案第134号は、平成26年度一般会計予算の補正専決を行ったことについて承認を求めらるるものであります。内容は、今回の衆議院議員選挙に係る執行経費について、3,800万円の補正増を行ったものであります。

議案第135号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員1名について平成27年3月31日をもって任期満了となるため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、条例の制定改正関係ですが、全部で13件あります。

議案第136号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議会議員の手当の適正化を図るため、この条例を定めようとするものであります。

議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第138号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、市長、副市長及び教育長の給与の適正化を図るため、これらの条例を定めようとするものであります。

議案第139号は、郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。平成26年人事院勧告に基づき、職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするものであります。

議案第140号の郡上市特別会計条例の一部を改正する条例及び議案第141号郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも北濃財産区が有する全ての財産を地元の自治会に払い下げ、平成26年3月31日をもって北濃財産区を廃止したことに伴い、これらの条例を定めようとするものであります。

議案第142号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。児童扶養手当法の一部改正に伴い、条例に引用する法律条文を改める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第143号は、郡上市国民健康保健条例の一部を改正する条例についてであります。健康保健法施行令の一部改正に伴い、出産・育児一時金の見直しを図るため、この条例を定めようとするものであります。

議案第144号は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を自治体の条例で定める必要があることから、この条例を定めようとするものであります。

議案第145号の郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第146号の郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、いずれも今般の子ども・子育て支援新制度の開始に伴う児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を自治体の条例で定める必要があることから、これらの条例を新たに定めようとするものであります。

議案第147号は、郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例についてであります。郡上市図書館高鷲分室を旧高鷲健康管理センターに移設することに伴い、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものであります。

議案第148号は、やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。やまと総合センターに指定管理者制度を導入できるようにするため、この条例を定めようとするものであります。

続きまして、予算関係でございます。

議案第149号から議案第156号までは、平成26年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計8会計における予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしまして、歳出では、一般職の給与費が人事院勧告等

に伴い3,903万8,000円の増額、一方、職員異動等による7,137万1,000円の減額によりまして、差し引き3,233万3,000円の減額。森林整備地域活動支援交付金事業698万2,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業1,075万1,000円、郡上市産材住宅建設等支援事業300万円、幼稚園施設整備事業599万2,000円、災害対策事業費423万9,000円。観光振興対策事業といたしまして、第三セクターである奥濃飛白山観光株式会社の経営安定化のため、市が持ち株比率を高めるための2,015万3,000円の増額等であります。

一方、財源としての歳入では、地方交付税5,587万3,000円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金815万円、森林整備地域活動支援交付金827万4,000円、前年度繰越金1,151万5,000円の増額等が主な内容であります。

以上、一般会計は、歳入歳出それぞれ1億11万円の追加補正をお願いするものであります。

そのほか、一般会計以外の特別会計、公営企業会計につきましては、人事院勧告及び職員の異動等による人件費の増減、あわせて国民健康保険特別会計につきましては、前年度療養給付費等負担金の清算による返還金の7,352万2,000円の増等、また、病院事業等会計につきましては長期貸付金回収金の120万円の増によりまして、それぞれ所要の補正を行うものであります。

議案第157号の旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて及び議案第158号の財産の無償譲渡については、いずれも牛道財産区内にある一部の財産公有財産について、本来の実質上の所有者である6地区に設立又は設立予定の認可地縁団体に無償譲渡を行うためのものであります。

以上が、本定例会に提案をいたしました議案の概要であります。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りましますようお願い申し上げます。御挨拶並びに議案の提案説明とさせていただきます。平成26年12月2日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議案第134号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第134号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） おはようございます。それでは、議案第134号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

平成26年度郡上市一般会計補正予算専決第1号を地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日、次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めます。

平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

これは、この専決につきましては、11月21日衆議院の解散に伴うものでございます。

1 ページ目、お願いいたします。平成26年度郡上市の一般会計補正予算専決第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億7,219万7,000円とする。

それでは、この事業概要説明一覧表のほうをおめくりいただきたいと思えます。

1 ページ目でございます。歳入でございます。選挙費の委託金ということで、衆議院議員選挙執行経費委託金でございます。歳入で補正額3,800万でございます。執行日が12月14日でございます。

歳出でございます。衆議院議員選挙経費、補正額3,800万ということで、補正理由のところがございます。特に大きなものは、やはり職員手当、人件費等々、投票管理者とかに伴うものが非常に大きなものでございます。そこで、需用費等においても476万7,000円。また、委託料ではポスター掲示場の設置、撤去等で420万6,000円というようなかたちでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいま総務部長から説明がありましたことについては、私も総務常任委員会ですので、そこで事前にお知らせをいただき了解をしておりますけれども、一、二点ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

期日前投票事務というのがありまして、この期日前投票については、不在者投票の制度と比べると、簡便で棄権防止のためにも役立つ制度だというふうに認識をしております。1点をお聞きするのは、期日前投票における本人確認はどのような方法で行われているかということが1点と、もう一点は、今月の広報に、添付されて配布されたこの衆議院議員総選挙というこのチラシの中に、この期日前投票のところでの米印で、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票（不在者投票）ができる期間は、12月7日日曜日から12月13日土曜日となりますので御注意くださいと。

私が思うに、期日前投票ができるのは、12月3日の水曜日から期日前前日ですので、この最高裁判所の裁判官国民審査も同じ期間中に行われてもいいんでないかというように思うわけですが、その辺のところの理由が知りたいと思ひまして質問します。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、本人確認のほうですが、まず入場券を持ってきていただいて入場していただくという中で、また、その方にご本人さんに宣誓書というものを書いていただきます。そこには、生年月日から年齢等々が記載していただくということでございます。それと入場券とを

まず照らし合わせていただきますと。そこで、やはり、もし、年齢と非常に格差が見受けられた場合には、本人のもう一度、生年月日、名前、住所等を復唱していただくということでございます。そこで一致した場合には、一致して、またそこで、こういうことはまずないと思うんですが、もし住所なんかちょっと不安な点がありましたら、家族のお名前などを聞くというようなことで、本人確認をさせていただいておると。

また、もう1点の衆議院議員のほうは、これ、その公示日の次の日から投票日の前日までというふうに決まっております。また、国民審査においても、法律の中で7日から13日というふうに決まっておりますという中で、今回、その候補の中に国民審査は7日から13日までというようなかたちでの周知をさせていただいたということでございます。

で、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 最高裁判所の裁判官国民審査については法律で決まっておりますというようなことで、了解はいたしますが、ちょっとこのチラシを見たときに、質疑でも言いましたが、この期日前投票日の期間全体にわたって、こうした審査が行われてもいいんじゃないかというようなことを思いましたので質問しただけですが、そうすると、例えば、3日から6日までの期日前投票者にはこの審査は無効になるというのか、どういうふうに判断したらいいのでしょうか。

それともう1点、今の本人確認ですが、よくわかりましたが、例えば、今、金融機関へ行っても送金したりなんかする場合、本人と全くみすみすわかりながらも運転免許証を提示してくれとかつというようなことがあるんですけども、この期日前投票のとき、今、総務部長が言われたように、なかなかその生年月日の口頭で聞いたときに合わんとかいろいろなときには、身分証明を明らかにしてもらおうような方法もあるのでしょうか。例えば、免許証を提示してくれとか、そういった金融機関での本人確認のような。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 今の中で、もし最終の、今言いましたように、家族の名前もわからないという場合もあると思います。ただ、今までにそういうことまで至っておることはありません。まず、入場券を持ってきていただいて、宣誓書を書いていただいて、で、年齢も一致するようなかたちということで、確認はできておるということでございます。

それともう1点の国民審査のほうの関係ですが、この3日から6日の間に来られた方においては国民審査のほうの審査はできないということでございます。それで、もう一度、7日以降に来ていただくというようなかたちになろうかと思います。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 国民審査については、また7日以降に行っても、3、4、5、6日で期日前投票した方はできるということで了解をしました。

この期日前投票については、質問の冒頭で申し上げましたが、最近、投票率が向上したのもこの制度の効果というようなことも聞いておりますし、郡上市でも期日前投票については、各地域に投票所を設けて便利を図っていただいておりますというふうなことで、私どももそれを活用しないかというふうに思っております。

あと、事務負担についても、大幅に不在者投票と比べると軽くなったというふうなことも聞いておりますので、どうか期日前投票のPRをケーブルテレビ等でもしていただいで、投票率の向上に努めていただきたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ポスターを張り出されるわけですが、確か、この前とその前のときから半分くらいになっておるんですが、箇所が。その、一応、予算と言いますか、費用の削減もあってそういうふうにされたというふうに思うんですが、そのことによってポスターがなかなか見えないという地域も出てきてないかしらんという心配をしております。ところによっては、結構狭いところでも数カ所あったり、1カ所しかないとかいろいろありますので、その辺の実施した後の点検をし、申請していく必要がないかなあということを思っておりますので、そういった点で一つお願いしたいということと、それから、例えば前の参議院選なんかで言いますと、これ決算で3,100万円ぐらいになっておると。衆議院、これ県のほうからこういうかっこうで出ているので、内訳がある程度わかっておる、広報が市としては出てますけども、これも選挙はできるだけ民意を反映するというので、多くの皆さんが投票できる、あるいは投票に意欲を持っていただけるような取り組みをしていく必要があるんじゃないかというふうなのは思います。

そういった点で、この前の衆議院選あるいは参議院選と比べて、今回、もうちょっとこういう点で工夫したいというふうなことがありましたら、あるいは予算上でも、何らかの改善点があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まずポスターの1点目ですが、経費削減だけでなく、前のときは人の通らない集まらないような場所にもポスターが張ってありました。やはり、選挙用の掲示板でございますので、やはり、人の集まる位置にというようなことも加味しながら、経費だけでなく、やはり皆さんの目の行き届くようなところで、というかたちでも検討して、251カ所というふうに削減さ

せていただいたということでございます。

それと、経費につきましては、今回3,800万円の予算を計上させていただいております。それで、前回の衆議院の当初予算のときには、3,900万円ということで、100万円ほど削減させていただいたと。その中で議員言われるように、実績では、やはり、3,200万円3,300万円という金額になってございます。今回、特にこの衆議院選挙においては、衆議院議員の選挙区とまた比例区、それと国民審査ということがございます。

そこでやはり、開票の時間が非常にわからない部分もございますので、やはりある程度、うちとしては前回のことを見ながら計上しておると。ただ、前回の衆議院のときの3,300万円——実績ですが——、やはりこのときには消費税においても5%です。今回は8%ということで、やはりその辺の経費の必要な部分も出てくるということでございますので、今回、このように3,800万と。実績では下がる部分もございます。

それともう一点、改善したのは、やはりこの開票のほうの関係ですが、やはりこの辺の人員的な削減を、前回の選挙を見ながら、今回させていただいたというようなことでございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ポスターについては、実際にはお聞きをしますと、ちょっとここは少なすぎじゃないかっていうような声も聞きますので、そういう点は検討していただきたいというふうに思います。

それから、今言われた、いろいろ費用の面で検討されながらやっておるということ、理解しましたが、例えば、投票所なんかも削減をされておりましたので、投票に行くのに足のない方をどうするかってというようなことについては、その地域での取り組みが必要じゃないかというふうに思っておりますが、その点はどんな具合になっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) その辺について、施設のほうでは施設のほうでの不在者投票とかそういうふうなことができる中で、足のない方ということで、今いろいろ、郡上市、投票所も80カ所とありまして、非常に多いという中で、今その辺、投票所の見直しとかそういうものを含めながら、そういう方へのことを検討しておる段階でございます。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 5番 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) 期日前の投票の立会人ですね、これの日当日額いくらぐらいかをお聞きします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 期日前の投票でございますが、1万1,100円ですね。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 選挙の後、今回も多分そうだと思うんですけど、私たち、しょっちゅう、この立会人にOBが多すぎるんじゃないかということで、毎回毎回苦情を受けてますので、報告だけしておきます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） すいません、今の1万1,100円は投票管理者で、その中の立会人という方も見えますので、立会人は9,500円ということでございますので、よろしくお願いします。

それとまた、OBさん多いというようなことですが、選挙事務担当者側とすると地元からいろいろ推薦を受けながらなんですけど、選挙もよく知ってみえて、やはりいろいろなことも知ってみえるということで、事務当局としてはある程度安心感があるという部分はございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第134号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第134号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第135号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程4、議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の候補者として次のものを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日をお呼びします。郡上市八幡町本町861番地、杉下浩子、昭和30年8月18日、新任でございます。今回、現1名の方が平成27年3月31日をもって任期満了ということでの委員の推薦でございます。任期につきましては3年間ということ、平成27年4月1日から平成30年3月31日でございます。この杉下さんは、非常に社会貢献活動にも意欲的に取り組んでおられるということと、地域住民からも非常に信頼されておられるということで、今回推薦をしていきたいということでもよろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第135号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第135号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第136号から議案第148号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程5、議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程17、議案第148号やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの13議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、私からは、議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第139号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの4件、説明をさせていただきます。

先ほど、市長から提案説明、あるいは議案の概要につきましてのお話がありましたので、早速説明のほうに入らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、きょう2つ資料をお配りをさせていただきました。一つは人事院勧告の骨子というものと、それからもう一つは平成26年人事院勧告に基づく関係条例の改正についてということで、けさ、机の上に配付をさせていただきました。

そこで、ことしの8月に出されました人事院勧告の骨子でございますけれども、本年の給与勧告のポイントという上の四角の囲みですけれども、大きく分けて2つございます。いわゆる民間給与との格差につきまして調査をされて格差を埋めるということでの勧告ですけれども、これが0.27%あるということで、これを埋めるということが1点。それから、世代間の給与配分の観点から、若年層に対して重点を置きながら俸給表の水準を引き上げていくということ、それからボーナスを0.15月分引き上げるといふことと、勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当にこれを配分するということが1点でございます。7年ぶりの引き上げの勧告でございます。

それから、2つ目の囲みにつきましては、総合的見直しというふうに言われておるものでございまして、先ほどの現在の水準との比較というものと同時に、社会経済情勢の変化に対応させていくという部分でございます。地域の民間給与水準を踏まえて、俸給表の水準を全体として平均2%引き下げるといふものでございます。

それから、全体としては引き下げながら、地域手当等の見直しによりまして、地域間の必要な経費についての手当てをしていこうというふうなこと、あるいは職務や勤務実績に応じた給与配分を行うということでございます。このことにつきましては、3年間の時間をかけまして実施をしていくということで、一応経過措置を持つというふうなことで、当面、現給保障をしていくというふうなことでありますとか、あるいは段階的实施に必要な原資を確保するためには、平成27年1月の昇給を1号棒抑制をなさいと、こういうふうなことも含まれております。

そこで、上の引き上げの部分につきましては平成26年度の適用分でございますし、下の総合的見直しにつきましては平成27年度からの実施というふうなこととなりますので、2段階で、今回こうした勧告を受けて見直しをさせていただくということになります。

人事院勧告につきましては、基本的には労働基本権の制約ということにつきましての代償措置ということで、従来、地方自治体におきましても国家公務員の人事院勧告というものに準拠して、これに倣って給与水準の改定等を行ってきておるわけではありますが、今般につきましても、国で閣議

決定等で決定をされましてから、地方自治体においてもこうした実施を求められておるとこのうふうな状況でございますので、郡上市におきましては、基本的にこの人勸に基づいて今般の給与等の改正に向けて準備をさせていただきました。

それでは、具体的に細かく読んでいただきたいと思いますけれども、1ページの給与改定の内容と考え方でございますが、行政職俸給表につきましては、改定率は平均0.3%を今回引き上げるというものでございます。若年層に重点を置くということと、民間との間に差があるということを踏まえて、1級の初任給は2,000円引き上げるという部分がございます。その他の俸給表、こちらでは給料表とっておりますが、行政職との均衡を基本に改定をするということでございます。それから、あと初任給調整手当、特にお医者さんの関係でありますけれども、これにつきましても改定をする。通勤手当につきましても、民間の支給状況を踏まえて使用距離、区分に応じて引き上げということがございました。

それから、2ページの上にありますのが、寒冷地手当でございます。これは、かつて郡上郡の時代には、和良美並村を除いて該当がございましたが、郡上市になりましてから、一時これは適用がなかったわけでありまして、2010年の気象の観測等を資料とされまして、今般、寒冷地手当が郡上市においても復活をするというふうなことになります。これは、国において、国家公務員の郡上市勤務があった場合に寒冷地手当を支給するというので1級地から4級地までありますが、郡上市の場合は4級地として指定されて法律改正がなされております。

中身は、指定基準につきましては、平均気温が0℃以下かつ最深積雪が15センチ以上の市町村、または最深積雪が北海道の平均最深積雪80センチ以上の市町村ということで、郡上市におきましては、本庁舎が所在するポイントにおきまして、これに該当するというので、今般、寒冷地手当が新たに追加をされるということとなります。

それから、ボーナスにつきましては民間の支給割合に見合うように引き上げると、3.95月分が4.10月分ということで、0.15月分引き上げるということでございます。これにつきましては、26年の4月1日から遡及して適用するというのでございます。

それから、先ほどの2つ目に上がっておりました総合的見直しであります。これは来年度からでございます。特に民間賃金の低い地域における官民給与の実情を、より適切に反映するということの見直し、それから年功序列でどんどん年齢の高い職員が上がっていくというのを、この近年、継続して見直しをしておりますが、50歳代後半の水準を抑えていくという見直し、それからさまざま諸手当について見直すということがございます。

具体的には、行政職俸給表において俸給水準を引き下げるということでございまして、ここにありますのには官民格差の2.18ポイントを踏まえて引き下げるということでありまして、1級、2級の初任給に係る号俸は引き下げをしないで、3級以上の級の高位号俸につきましては、50歳代後半

層における官民給与の差を考慮して、最大4%引き下げるというふうなことで、年齢の高いほうをより引き下げて、全体としては2%の引き下げになるというふうなことでございます。そういうふうな給与につきましての見直しをしていこうというふうな勧告でございます。

それから、3ページのほうには、職務や勤務実績に応じた給与配分ということでございます。郡上市に關係するところでは単身赴任手当でありますとか、管理職員特別勤務手当等につきましては、今般このように改正を盛り込まさせていただいております。時期は、先ほど申し上げました27年4月1日に切りかえていくということでございます。

このような人事院勧告に基づきまして、今般の4つの条例改正ということでございますので、それぞれ議案第136号から議案も見させていただきながら、資料としてお配りをしております関係条例の改正につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、136号の市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

この資料の1ページの下段にあります改正概要につきましては、議会議員が受ける期末手当の年間支給月数を0.15月分引き上げるというものでございます。人勧の中で、この期末手当の分を市議会議員の皆様におきましては、この点につきまして、基づいて反映をさせていただくというものでございます。

続きまして、2ページの郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございます。議案第137号。こちらは市長、副市長の關係でございますけれども、まず一つは、寒冷地手当を加えるということが一つ。それから、期末手当の年間支給月数につきましては、同じように0.15月引き上げると。それから、給料月額を2%引き下げると。これにつきましては、先ほどの1つ目の現在の格差比較の中で、26年度は0.3%を引き上げて、それから27年度に2%を引き下げるというふうにしておるわけでございますが、市長の意向によりまして、26年度の引き上げはしないと。しかし、27年度の2%引き下げは行うということで、こちら側については今回改正の中身に盛り込まさせていただきました。

それから、4番目にあります、当分の間、給料月額の1.5%を減額する措置でございますが、これはさきの総合的見直しから引き続いて適用させていただいております。これも職員に対して、55歳以上のこうした人事院勧告があったものを、市長としては同様に適用させるということで減額の措置をしてみえるわけございまして、それによりまして別表を読みかえるというふうな附則の規定の改正でございます。

それから、3番目につきましては教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案第138号。こちらにつきましても、ここでは給料月額を2%引き下げると、これ来年度からですけれども、それから寒冷地手当を追加するということと、1.5%の減額措置を継続するというものでございます。これ以外の教育長のこうした待遇につきましては、市長、副市

長の特別職の給与の条例によるというふうにされておりますので、0.15月ボーナスを引き上げるといふことにつきましては、そちらをもって適用させるということになりますので、ここでは上げてございません。

なお、この市長、副市長、教育長につきましては、特例条例によりまして、市長10%、副市長、教育長5%のさらに減額というものは、引き続き適用ということでございます。

以上の3つの条例改正につきましては、報酬審議会のほうで前もって御審議をいただくということになっております。こうした常勤の特別職職員、または議会の議員の報酬の額について変更しようとする場合は、あらかじめ審議会の御意見をお聞きして、議会にそれから諮るということになっておりますので、先般10月21日に市長から諮問がなされまして、郡上市特別職報酬審議会において、11月14日に市長に答申がなされております。この資料につきましては、先般、総務委員会の事前の御審議されました協議会の場で御報告し、また、総務委員会に所属されない議員の皆様には当日配付をさせていただきましたけれども、審議会とされましては、当方の提案につきまして全て妥当なものと認めるというふうな答申をいただいているところでございます。既にお配りをしておりますので、以上とさせていただきます。

それでは最後に、職員の給与の関係でございます。議案第139号でございますが、こちらも先ほどの資料のほうを御覧をいただきたいというふうに思いますが、3ページのところで、4のところです。こちらで、まず最初に初任給調整手当の改正ということで、医師及び歯科医師ということで初任給調整手当を支給しておりますが、これにつきましては若干の上乗せをさせていただくということで1,300円ということでございます。下の段につきましては、これは研究員でございますが、郡上市では現在ありません。

それから、通勤手当の改正につきましては、民間の支給状況を踏まえて、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げるといふことで表をつけさせていただきました。まず、一番短いところでは5キロ以上から7キロ未満のところ、ここまですべて変わりません。7キロを超えまして10キロ未満になりますと、ここで100円の増額になります。また、マックス60キロ以上というのが右肩の下にありますが、この場合は2万4,500円が3万1,600円で7,100円の増額とこのようにございます。

期末勤勉手当の改正につきましては、これも同じように0.15月引き上げるといふことでございまして、4ページの上に一般職の職員の、ちょっと詳細を入れさせていただきましたけれども、いわゆる勤勉手当というものが、成績に応じて、現在、年2回やっております職員の勤務の評価を反映させた形になっております。国の人勸においても、こうしたもののところで適用するということでございます。今回、勤勉手当のほうにこれを振り分けをさせていただいております。そういうわけで細かくなってございますが、この表の説明につきましては、26年度におきましては勤勉手当の12

月において乗せさせていただいております。遡及適用といいましても、計算としましては、12月分の賞与で一括して差額を計算をさせていただくという意味でありまして、27年度からは6月期、それから12月期に分けて、0.15月、0.075月をそれぞれ上乗せをさせていただくということでございます。

それから、給料表の改定につきまして、4、これは先ほど申し上げました総合的な見直しということでございますので、平成27年の4月1日に給料表を切りかえるということで……。失礼しました。これ第1条関係ですので、この26年度分でございます。平均で0.3%引き上げるということでございます。先ほどの人勧のとおり、ここに盛り込ませていただいております。

それから、第2条が総合的な見直しに関係するものでございまして、こちらは単身赴任手当の改正ということで、基礎額を7,000円引き上げるということでございます。このごろの例でいきますと消防学校に派遣した職員、あるいは市長会に、1年間、市長が県の市長会長をやられた折に事務局に派遣した職員等の適用がありますが、その程度の対象となる手当でございます。

管理職員特別勤務手当の改正につきましては、これは管理職の場合、通常は時間外手当等はありませんが、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で支給するというふうなことがございます。それから、週休日に勤務した場合、この場合も、基本的には現在、代休制度使っておりますけれども、選挙なんかで出た場合にこうした支給があるという場合がございますけれども、こうした特別勤務手当について、管理職につきまして、一部の改正をもちまして若干の引き上げをさせていただくことを盛り込ませていただきました。

それから、5ページにあります寒冷地手当ですが、これの具体的な金額でございます。4級地ということで、扶養親族のある職員につきましては1万7,800円、その他の世帯主1万200円、その他の職員は7,360円、これは一月に支給する金額でございまして、来年の11月から翌3月までの5か月間を支給するというものでございます。

それから、55歳を超えまして、6級以上の職員で減額措置を現在やっておりますが、これは1.5%の減額を当分の間としてあったものが、平成30年3月31日までの間とするということとなりました。

それから、給料表につきましては、先ほどの人勧にありましたように、27年度からは官民格差のさらなる是正ということで、給料表全体として2%引き下げということでございます。ただし、若年層をより下げないで、高齢のほうをより下げることがございますので、1級、2級の初任給に係る号級は引き下げはしないで、3級以上の級の高位号級につきましては最大4%の引き下げということでございます。その他の給料表につきましては、基本的に引き下げますが、医療職給料表一表につきましては引き下げをしないということでございます。

それから、第3条の関係につきましては、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を

定める条例の一部改正でございまして、労務職員につきましても寒冷地手当を支給するという
こと
でございまして。

あと、附則関係につきましても、先ほど申し上げてきました適用が、これは2段ロケットとい
い
ますか、そういう適用の引き取りが違うものを盛り込んでおりますので、その点について明記して
お
るところでございまして。

あと、最後のページには、期末勤勉手当に関する特例措置としては、26年度に限り、12月分の勤
勉
手当に配分するというので、一括してそこで計算をさせていただくということにございまして。

給料表の切りかえに伴う経過措置につきましても、激変緩和ということに平成27年4月1日に切
り
かえた場合に、当然2%、最大4%下がりますので、現給保障をしながら3年間行って、そして
激
変緩和をしながら実施をしていくというものでございまして。

それから、昇給抑制で、1月1日の定期昇給がございまして、1号級を抑制しまして、手当の引
き
上げ、現給保障の原資に回すということに、これも人勧どおり実施をするということにござい
ま
す。

以上4つの条例につきましても、少し前後したり、行ったり来たりした説明になりましたが、以上
で
説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、私のほうから議案第140号と141号のほうの説明をさせてい
た
だきます。

議案第140号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

郡上市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日提
出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございまして。北濃財産区が有する全ての財産を自治会に払い下げ、平成26年3月31日
を
もって北濃財産区を廃止したことに伴い、この条例を定めようとするものでございまして。

この一部改正において、昨年の12月の議会のときに無償譲渡を御議決いただきました。それに従
い
まして、3月31日をもって財産区を廃止するというにございまして。

その中で、1ページ目をおめくりいただきますと新旧対照表がございまして。ここで、左が新で、
右
が旧でございまして。ここの旧のところでは、12のところには北濃財産区特別会計がござい
ま
すが、新しいところでは削りまして、石徹白財産区特別会計以下を繰り上げるということに
ご
ざいまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、議案第141号 郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26
年
12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。これも同じく、北濃財産区が有する全ての財産を自治会に払い下げ、平成26年3月31日をもって北濃財産区を廃止したことに伴い、この条例を定めようとするものでございます。

ここでは、おめくりいただきまして1ページの新旧対照表でございます。同じく左が新で右が旧でございます。ここの趣旨の部分、また設置及び組織の部分で、北濃財産区管理会とまた北濃財産区とございますが、この部分を削るというものでございます。また、8条の管理会の同意を要する事項についても北濃財産区とございますが、この部分を削るものでございます。

また、8条のところでございますが、ここでは旧で、財産または公の施設の管理及び処分または廃止ということで、3つの接続というようなことでございます。この場合、行政用語の中でAとBが接続して、またCが接続するような場合においては、AもしくはB、またはCというようなことで、適正な法令用語に直していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、次の2ページにおいても、同じく適正な用語に直していくということで、新のほうで、財産もしくは公の施設という形でございますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは議案第142号について説明をさせていただきます。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律における児童扶養手当法の一部改正に伴い、条例に引用する法律条文を改める等、所要の規程を整備するためこの条例を定めようとするものです。

1枚めくっていただきまして、一部を改正する条例本文ですが、今回の一部改正は附則第5条第7項で、児童扶養手当法の改正によりまして、この7項の中で引用している同法の条文ずれが生じたために引用条文を改めるものです。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するというふうになっておりますが、この児童扶養手当法の一部改正ですけども、12月1日から施行されているため、12月1日にさかのぼって適用するというものであります。

もう1枚めくっていただきまして、新旧対照表がでございます。1ページ目なんですけども、第5条の第7項の改正でありますけども、この第5条は、その上に括弧書きで書いてありますけども、他の法律による給付等の調整を規定しているものです。

それで、一部改正する部分は2ページになります。その裏面になりますが、この第7項の1号、2号の部分で、このアンダーライン部分、ここのところを改正するということです。新のほうを見

ていただきますと児童扶養手当法のアンダーライン、「第13条の2第1項第1号から第3号まで、もしくは第2項第1号」、この部分を改めると。それから、2号につきましては、アンダーライン部分ですけども、「第13条の2第1項第4号、または第2項第2号」というふうに改めるということでございます。この旧と新のほうの引用条文ですけども、内容につきましては同一でございます。公務災害補償条例の内容が変わるというものではございません。参考までに、この児童扶養手当法の一部改正の内容ですけども、児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金等の受給者について、公的年金等の受給等の額に応じて児童扶養手当の額の一部を支給するというものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ここで暫時休憩をいたします。開会は11時からということでお願いします。
(午前10時48分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前10時59分)

○議長（尾村忠雄君） ここで、田中市長公室長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 濟いませぬ、先ほどの寒冷地手当を追加するところの御説明の中で、実は美並、それから和良ですね、旧郡上郡のこの2つの村のことに触れたわけですけども、寒冷地手当が支給されていたという部分もありましたので、ちょっとこの部分を取り消しというんですか、説明から削除させてもらいたいと思います。大変失礼いたしました。

それから、給与勧告の骨子の資料が、2ページ目はちょっと白紙になっていたところがあったようでしたけれども、万が一そうでありましたら、すぐ取りかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 私のほうからは、議案第143号から146号、4議案について御説明を申し上げたいと思います。

初めに、議案第143号でございます。郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の見直しを図る

ため、この条例を定めようとするものでございます。

議案の最後に資料を添付してございますが、こちらのほうの資料で、今回の一部改正の内容について御説明を申し上げたいと思います。

改正理由につきましては、今ほどの提案理由のとおりでございます。

改正の内容でございますけれども、8条関係になります。出産育児一時金の額の見直しをお願いするものでございます。現行の39万円を40万4,000円、1万6,000円増額する改正でございます。施行期日は来年27年の1月1日ということでございます。

この条例の改正に合わせまして、規則の一部改正も予定をしております。その改正の内容でございますけれども、18条関係になります。出産育児一時金の加算額の見直しを行うものでございます。

この加算額につきましては、産科医療補償制度の掛金、これまでは3万円であったものを1万6,000円に引き下げるところでございます。加算金について同額3万円から1万6,000円に改正を行うものでございます。

この下段に、改正前と改正後としてございますが、現行は出産育児一時金39万円に加算額、いわゆる掛金が3万円というところでしたが、今回の改正に伴いまして一時金のほうが40万4,000円に、掛金であります加算額が1万6,000円に改正を行うものでございます。

この掛金につきましては、下段にございます産科医療補償制度というものに各医療機関が加入している制度でございます。分娩中の事故で子どもが脳性麻痺を負った場合に補償金が受けられる制度ということで、平成21年の1月に創設された制度でございます。ちなみに、市内におけるこの制度加入医療機関は、分娩機能を有しております郡上市民病院が、この制度に加入をしておるというものでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

続いて、議案第144号でございます。郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があることから、この条例を定めようとするものでございます。

1条から53条からなる条例の制定ということになります。議案の次に、この条例の内容を記した資料をお届けしておきたいと思います。こちらの資料をお願いをしたいと思います。

条文の説明に入ります前に、この条例に規定をする新制度、いわゆる子ども・子育て支援制度の仕組みについて、若干、御説明を申し上げたいと思います。

資料が、ページ数で38ページから、ごらんをいただきたいというふうに思います。

横長の資料になりますが、この38ページの資料につきましては、根拠法でございます子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など、こういった施設、もしくは事業者等に共通の財政支援、これを仕組みとして示したものでございます。

大きくは上段の施設型給付、それから下段の地域型保育給付という形に分かれるわけですが、まず、この施設型給付というものでございますが、この給付の対象となる施設でございますけれども、中央でございますように、1つ目が認定こども園、ゼロ歳児から5歳児を対象に保育を行う施設でございますが、この類型には幼保連携型、それから下段になりますけれども、幼稚園型、保育園型、こういったところがございます。

それから、その下の幼稚園でございますが、いわゆる現行の幼稚園になりますけれども、対象児は3歳から5歳までということになります。従来、この幼稚園につきましては、県によります私学助成制度、そして市によります就園奨励費の制度というものがございましたが、この法の施行に伴いまして、市が給付をする施設型給付に、原則として統合されるということになります。幼稚園のこの四角囲みのところで、施設型給付の破線から飛び越えたといいますか、枠外にある部分でございますが、このことにつきましては、私立の幼稚園について、今ほど申しました、これまでの私学助成制度、または就園奨励費の制度による運営を選択するということが可能であるというところでございます。

それから、保育所のほうでございますけれども、通常保育園と申しておりますけれども、対象児がゼロ歳児から5歳児までということになります。この保育所、いわゆる保育園としての運営を現在の形で継続をするという園にありましては、下段の米印にございますように、私立の保育園につきましては、市が保育の実施義務を負うことに基づく措置として、従来どおり委託費をもって支弁をするということになります。

それから、下段の地域型保育給付でございますけれども、大きく4つの事業がございます。小規模保育、それから家庭的保育、居宅訪問型保育、そして事業所内保育という4つの事業が、この給付の対象になるというものでございまして、この事業の狙いとしましては、いわゆる待機児童の保育を確保するために、県が認可をしております20人以上の施設で対応できない場合に、市が認可する事業に対して給付を行うというものでございまして、現在、市内には待機児童というものは、まだ発生をしておりませんので、現時点におきましては、今ほど申しましたこの4つの事業として、市が認可するというところの段階にはないということを考えてございます。

1枚はねていただきますと39ページになりますが、今ほど下段で説明をさせていただいた地域型保育事業の位置づけについて、略図としてお示しをさせていただいておるものでございます。

小規模保育、家庭的保育、それから居宅訪問型保育、そして事業所内保育というところでござい

ますが、小規模保育、そして家庭的保育につきましては、事業主体が市町村または民間事業所等が対応していくということでございまして、その保育の実施場所につきましても、保育者の居宅、その他の場所または施設で行うという事業でございます。

中ほどの居宅訪問型保育につきましては、保育を必要とする子どもの御家庭に直接出向きまして、居宅による保育という部分の事業になります。

それから、右側の事業所内保育につきましては、市内でも複数のこういった事業を展開しておみえになるわけでございますけれども、この給付を受ける条件といたしましては、事業所の従業員の子どもさんに合わせて、地域の保育を必要とする子どもさん、こういった人も含めて事業を実施された場合に給付の対象になるというものでございます。

40ページをごらんいただきますと、新制度における施設、事業の種類と認可及び認可の主体について、一覧にしたものでございます。

上段の教育・保育施設、いわゆる幼稚園、保育園、認定こども園になりますが、こちらについては、従来どおり、認可主体は岐阜県、いわゆる県になります。

それから、下段の地域型保育事業、いわゆる4事業につきましては認可主体が郡上市になりますし、両施設もしくは施設、また事業とも、それを確認をする主体というものは郡上市になりますし、今ほど申しました施設型給付、また地域型施設給付につきましては、市のほうから施設または事業所のほうへ給付をするという、そういう流れになってございます。

41ページをお願いをいたします。本条例に規定をする市の認可及び確認するための運営基準の分類とその主な事項について一覧にしておるものでございますが、大きくは、この左側にございませうように、運営基準の分類としましては利用開始に伴う基準、それから教育・保育の提供に伴う基準、そして管理・運営等に関する基準、撤退時における基準、大きくこういった4つの分野において、各条文ごとに規定を定めさせていただくというものでございます。

資料戻っていただきまして、資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

本条例でございませうけれども、従来こういった、今回定める規定につきましては、児童福祉法の規定に基づきまして、認可基準等につきましては県の条例で定められていたところでございますけれども、今般の子ども・子育て支援法の制定、施行に伴いまして、市の条例としてその基準を定めるものでございます。条文構成は、第1章から第4章まで53条からなる条例となります。

主たる条文ごとのポイントについて御説明を申し上げたいと思います。

第1条は、条例制定の趣旨について規定がしてございます。いわゆる特定教育・保育施設、そして特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めるものでございまして、あわせて内閣府令に従って、または参酌をして基準を定めるということになってございます。根拠法令では、この下段によるものでございますので、よろしくをお願いをいたします。

1 ページはねていただきますと、29ページになります。この条例に引用されている文言といいますか、用語の定義について、22号からなる規定を定めてございます。特に、ポイントとなるところについて御説明をいたしますが、この号については順不同でございますが、これは条例の規定に伴って、この順番を設定をしてございますので、お願いしたいと思います。

初めに、第14号の特定教育・保育施設、この定義につきましては、市が、今ほど御説明をさせていただいた施設型給付を支給する幼稚園、保育園、認定こども園ということになります。

それから、第17号でございますけれども、特定地域型保育事業者でございますが、こちらは地域型保育給付費、いわゆる先ほど御説明をいたしました4事業の実施を行う、いわゆる事業者のところをいうところでございます。具体的に、この第17号でございます特定地域型保育、こういった事業かと申しますのが、中段以降、第5号から第8号までの4つの事業を申しますが、3歳未満の乳児または幼児を対象として、それぞれの利用定員に基づいて保育を提供をするという事業となります。

下段から3つ目の第9号でございますが、支給認定という定義がございます。これは施設型給付費の支給を受ける小学校就学前の子どもの認定区分について、大きく第1号から3号までを区分をさせていただくものでございまして、第1号につきましては満3歳以上の教育標準時間認定ということで、具体的には幼稚園、また認定こども園を利用する方に対するところになります。ちなみに、教育標準時間と申しますのは、4時間というところが規定をされております。

第2号認定でございますけれども、満3歳以上で、保育の標準時間または短時間の認定を行うというものでございまして、保育園または認定こども園を利用するお子さんに対する認定ということでございますが、ここで申します教育・保育時間という時間については11時間、短時間につきましては8時間という規定が設けられております。

第3号認定につきましては、満3歳未満、いわゆる未満児の認定ということになります。

次に、30ページをお願いをしたいと思います。第3条関係、一般原則につきましては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する一般原則を規定しておるものでございます。

以下、数ある条文の中で、ポイントについて御説明を申し上げたいと思います。

第1章につきましては、今ほど御説明をさせていただいた総則でございます。

第2章が、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めたものでございまして、第1節に利用定員に関する基準というものでございます。第4条になりますけれども、保育所、認定こども園の利用定員は20人以上というところを定めさせていただくものでございます。ちなみに幼稚園につきましては、児童福祉法の規定に基づく基準というものがございまして、その中での規定におきましては、1クラス、いわゆる職員1人当たり35人以内という規定になります。

1枚はねていただきますと、31ページでございます。第2節の運営に関する基準でございますが、

第5条につきましては、内容及び手続の説明及び同意について定めをしたものでございます。利用申込者に施設の運営規程の概要であるとか職員体制、利用者の負担の重要事項を記載した文書を交付して保護者の同意を得ることという規定でございます。

第6条でございますけれども、利用申し込みに対する適当な理由のない提供拒否の禁止等の規定でございますけれども、定員を超える申し込みがあった場合の認定の適正化について規定がしてあるものでございます。

下段の13条をお願いいたします。利用者負担額等の受領ということになりますが、ここにつきましては、教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から教育・保育にかかる利用者負担の支払いを受けること、すなわち保育料の徴収に係る部分での規定でございます。

このほか、上乗せ基準、また食事等を提供した場合にかかる実費の徴収のこと。さらに、上乗せ徴収等の支払いを求める場合の保護者に対する同意というものも、この条の中で定めをさせていただいておるものがございます。

第15条でございますけれども、特定教育・保育の取り扱い方針について、規定をしておるものでございます。区分ごとの要綱、また指針に沿った教育または保育の提供について規定をさせていただいております。

第20条につきましては、運営規程の定めでございます。施設の目的、運営方針、職員の職種、また人数等、重要事項を定めた運営規程を制定するというを、ここの中で規定をさせていただいております。

第22条でございますが、定員の遵守。原則として、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならないことと、こういったところを規定をさせていただいております。

資料の34ページからお願いいたします。第3章につきましては、特定地域型保育事業所の運営に関する基準について規定をさせていただいておるものございまして、第1節、利用定員に関する基準、第37条でございますけれども、この4つの事業を実施をする場合の定員についての規定でございますが、家庭的保育事業については1人以上5人以下、小規模保育事業につきましてはA型からC型まででございますが、A・B型につきましては6人以上19人以下、C型にあつては6人以上10人以下、そして居宅訪問型の保育事業については1人ということで、いわゆる1対1保育というところが基本となるわけでございます。

以下、第2節以降につきましては、今ほど御説明をさせていただきました特定教育・保育施設の運営基準等に準じて規定をしておるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

資料の37ページをお願いいたします。附則でございますけれども、本条例は法の施行日から施行するということで、平成27年4月1日が予定をされております。

附則の第2項から7項までにつきましては、特定保育所、施設型給付費、利用定員、連携施設に

関する特例または経過措置について、国の基準に従いまして規定をさせていただいたものでございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第145号でございます。郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、この条例を定めようとするものでございます。

この条例の説明につきましても、議案の次に添付をさせていただいております資料に基づいて、簡潔に御説明を申し上げたいと思います。

この条例でございますけれども、これまでは児童福祉法に規定をする家庭的保育事業等の設備及び運営基準に基づきまして、県の条例で定められていたところでございますが、今回の法の改正に伴いまして、市の条例としてその基準を定めるものでございます。

また、従うべき基準、参酌すべき基準につきましては、省令に基づきまして規定をさせていただいております。条文構成は、第1章から第6章まで49条からなる条例でございます。

本条例で定めさせていただく、先ほど御説明しました4事業の位置づけにつきましては、さきの冒頭の資料で説明をさせていただいたところでございますが、規定をする主な事項については、この資料の最後になりますが、33ページの資料で御説明を申し上げたいと思います。

4つの事業の認可基準でございますが、1つ目が上段でございます、小規模保育事業の認可基準ということで、A型からC型までの3類型に分けられて基準を設定するものでございまして、ここでいいますA型といえますのは、保育園の分園型、またミニ保育所に近い類型のところをいうところでございます、C型につきましては、家庭的保育、いわゆるグループ型小規模保育に近い類型、B型については、その中間型という形で4つの類型に区分がされております。

そこで、この表でございますが、主な認可基準としてございますが、職員数、資格、そして設備、面積また処遇等について、事業ごとに定めをさせていただいておるものでございまして、一番左側の保育所という欄のこの基準につきましては、県に届け出が必要な基準というもの、この基準をベースに置いて、今ほど申しました小規模保育事業のA型からC型までの基準について定めをさせていただいておるものがございます。

例えば、B型という欄を見ていただきますと、職員数につきましては、保育所の配置基準、いわゆる法定職員数と申しておりますが、それプラス1名という基準で対応していくということになっ

てございますし、職員の資格につきましては、2分の1以上が保育士の資格をお持ちの方を配置をするということ。それから、設備、面積の基準といたしましては、ゼロ歳児、1歳児につきましては1人当たり3.3平米、2歳児にあつては1人当たり1.98平米という基準でございます。

処遇等ということで、これは給食のところをいっておりますが、基本的に自園調理というところが基本となっております。ただし、ここの括弧書きの連携施設等からの搬入可としてございますが、この連携施設等といいますのは近隣の保育園、幼稚園、認定こども園のところを、この連携施設というところをいっておるものでございます。

下段のところ、1つ目が家庭的保育事業、それから事業所内保育事業、そして居宅訪問型の保育事業でございます。今ほど、上段で御説明をさせていただいた小規模保育事業と同様に、職員数、資格、それから設備、面積、処遇等について、それぞれの事業ごとに規定をさせていただいているものでございます。

なお、この条文ごとの規定の内容につきましては、この資料の26ページから36ページにわたって、各条文ごとの規定をした内容について、お示しをさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

施行期日は、法施行の予定でございます平成27年4月1日とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

次に、議案第146号でございます。郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、この条例を定めようとするものでございます。

この条例につきましても、議案の次に添付をさせていただいております資料に基づいて御説明を申し上げたいと思います。

この条例は、児童福祉法の規定に基づいた事業でございます。いわゆる放課後児童クラブのことでございますけれども、今般の児童福祉法の改正に伴いまして、条例で定めることになったために、今回、制定をお願いするものでございます。

従うべき基準及び参酌すべき基準につきましては、省令に基づいて規定をさせていただくものでございます。

規定する主な事項について、この資料の最後になりますけれども、12ページをもって御説明を申

上げたいと思います。

いわゆる放課後児童クラブの基準について、この条例で定めをさせていただくというものでございますが、制定の趣旨につきましては、この1つ目の丸印にございますように、放課後児童クラブの質を確保する観点から、法の改正によりまして、放課後児童クラブの設備及び運営について省令で定める基準を踏まえて、市の条例で基準を定めるものでございます。

その主な基準でございますけれども、まず1つ目、第5条関係になりますけれども、支援の目的というところでございまして、現在、行っている事業と考え方は同じでございますけれども、留守家庭児童につき、当該児童の健全な育成を図ることを目的にしております。

右欄の設備、9条関係でございますけれども、これは参酌すべき基準の一つでございますけれども、専用区画の面積、いわゆるこの事業を行う会場でございますが、児童1人当たりおおむね1.65平米以上という規定を設けさせていただくものでございます。

次に、職員でございます。10条関係になりますけれども、職員にありましては、放課後児童支援員を支援の単位ごとに、いわゆるクラブ単位に2人以上配置をするということでございまして、うち1人については補助員の代替が可という規定でございます。

それから、児童の集団の規模ということでございますけれども、1つの支援の単位、いわゆる1つのクラブを構成する児童の数につきましては、おおむね40人以下という規定を設けさせていただくというものでございます。

開所日数でございますが、18条関係になりますけれども、原則として1年について250日以上。それから、開所時間でございますけれども、18条関係になります。週休日であります土曜日、日曜日、また夏、冬の長期休業期間中においては、原則として1日につき8時間以上、それから平日につきましては、原則として1日につき3時間以上という規定を定めさせていただくものでございます。

各条文ごとの規定の内容につきましては、この資料の8ページから11ページに、その概要について記載をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

施行期日は、法施行の施行日であります平成27年4月1日を予定をさせていただいております。

以上、はしょった説明になりましたが、4事業の説明を終わります。よろしくお願ひをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、議案第147号並びに議案第148号のほうを説明させていただきます。

議案第147号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日

提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。郡上市図書館たかす分室を旧高鷲健康管理センターに移設することに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと条例本文が出てまいります。さらにもう1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。新旧対照表でございますが、現行の郡上市図書館たかす分室でございますが、位置が郡上市高鷲町大鷲1244番地の8となっておりますが、こちらのほうを郡上市図書館たかす分室、郡上市高鷲町大鷲201番地の2ということで、位置の表記を改正させていただくものでございます。

それから続きまして、議案の第148号でございます。やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。やまと総合センターに指定管理者制度を導入できるようにするため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりをいただきますと、改正条例文でございますが、その次の新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。現行の条例のほうには、指定管理ができる条項が入ってございませんので、それを入れさせていただくものでございます。1条から9条はそのままでございますが、第10条に管理の代行ということでございます。こちらのほうで、「教育委員会は、センターの管理について必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。」という条文、あと2項、3項、4項ということで入れさせていただくものでございます。

次のページに、今度は指定管理者が行う業務ということで第11条を定めております。指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。センターの維持管理に関する業務、（2）センターの事業として教育委員会が定める事業に関する業務、（3）センターの使用の許可、入館の制限及び利用調整に関する業務、（4）センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務、（5）センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務、（6）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務を第11条で定めるものでございます。

続きまして、第12条に指定管理者の権限ということで、指定管理者は、指定が効力を有する間、第5条、第6条及び第7条に規定する教育委員会の権限並びに第8条及び第9条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部または一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除くということになってございます。

それから、次のページに利用料金を定めてございます。第13条でございますが、こちらのほうは、指定管理者に現在のやまと総合センターの使用料につきまして、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるというところが大きく変わる点でございます。

2項のほうにつきましては、この前項の場合において、利用料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとするということで、条例で定められた金額内で利用料金を定めることができるという項目のものでございます。

また、第3項でございます。第1項の場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免または還付をすることができるという項目を加えてございます。

それから、目的の達成でございます。第14条、指定管理者は、物品の販売及び宣伝その他、センターの設置目的を効果的に達成するため、必要な事業を行うことができるという条項を入れてございます。

なお、これにつきましては、例えば、例で申しますと、現在、教育委員会の関係の指定管理者制度を導入しております施設は、スポーツセンターがございまして、こちらのほうでプール、水泳のほうの関連いたします、例えば、水泳キャップでございましてとかそういったものは、入場される方が忘れられたとかといったようなときに、その利便性を図るためにそういう販売を行うといったことで上げてございますし、それから自販機等、入館者の方が遠くまで買いに行くといったようなことがなく、その中でできる、そういう利用者の利便性向上のために、例えば自動販売機を置く等といったようなものが考えられるということでございます。

第15条につきましては、現行の第10条でございますが、こちらは委任の項目でございまして、現行では、この条例の施行について必要な事項は教育委員会規則で定めるというものでございますが、この項目は変わっておりませんので、第5条で略というふうに表記がしてございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第149号から議案第156号について（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程18、議案第149号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてから、日程25、議案第156号 平成26年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）についての8議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第149号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億7,230万7,000円とする。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第3表 債務負担行為」による。

続いて、5ページをお願いしたいと思います。第2表でございます。繰越明許費、消防費の関係で、災害対策費で333万2,000円でございます。これは、災害対策基本法の改正によって避難所等の見直しを行ってございます。そのためにハザードマップを修正し、配布済み5地区に、大和、白鳥、高鷲、明宝、和良に6月までに修正して再配布を行っていききたいということで、今回、補正を上げてございます。年度末までに、期間が短くて完成が見込めないために繰り越しということでございます。

幼稚園費でございます。幼稚園施設整備事業で599万2,000円でございます。この件につきましては、やまびこ園の園舎の耐震診断を実施したところ、耐震性能が不足するということが確認されたということでございます。市では、平成27年度中に市内の全小中学校、また幼稚園施設のI s 0.7以下のところの耐震完了を目指しておるということでございます。この施設においても、平成27年度で早期に着工するためにも、実施設計を12月補正をしてございます。そのためにも、やはり、行っていききたいということで、年度末までの期間が非常に短く、繰り越しを行っていききたいというものでございます。

「第3表 債務負担行為」、新規でございます。現年補助災害復旧事業、公共土木施設でございます。ここでは、白鳥の阿多岐川と、また明宝の松谷川でございます。期間は平成26年度から平成27年度までということで、限度額が1億5,380万円でございます。

続いて、議案第150号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成26年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,599万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,747万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,539万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,913万4,000円とするでございます。

続いて、議案第151号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,166万9,000円とする。

続いて、議案第152号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ422万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,485万3,000円とする。

続いて、議案第153号 平成26年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,886万2,000円とする。

続いて、議案第154号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,104万6,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,650万3,000円とする。

議案第155号 平成26年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。総則、第1条、平成26年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出でございます。ここでは、水道事業費の中の営業費用が、補正予定額が134万2,000円ということでございます。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費ということで補正予定額が134万2,000円でございます。

議案第156号 平成26年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いいたします。総則で、第1条、平成26年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条の関係でございます。ここでは、第2款のところでございます。医療費用でございます。33万8,000円の減額でございます。また、訪問看護ステーション事業費用ということで、33万8,000円の増額で組み替えの部分でございます。

資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条本文括弧書き中、「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億5,905万2,000円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億5,785万2,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するということでございます。

第1款の7項でございます。ここでは、投資回収金ということで補正予定額が120万円でございます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるということで、職員給与費でございます。補正予定額が2,080万円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案第149号から議案第156号までの8議案については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第149号から議案第156号までの8議案については、会議規則第46条第1項の規定により、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第149号から議案第156号までの8議案については、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

◎議案第157号から議案第158号までについて(提案説明)

○議長(尾村忠雄君) 日程26、議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについてと、日程27、議案第158号 財産の無償譲渡について(牛道財産区の財産)の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) それでは、議案第157号と議案第158号ですが、関連がございますので一緒に説明をさせていただきます。

議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて。

次のとおり旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

財産の所在地、郡上市白鳥町野添字川端198番地1ほか60筆、7万7,570.38平方メートルでございます。

権利の相手方及び内訳は別紙でございます。

廃止の期日、平成27年3月1日。

廃止の理由でございます。牛道財産区内にある、旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有財産について、地元6つの地区ごとに設立または設立予定の認可地縁団体に当該財産の無償譲渡を行うため、旧慣により使用権を廃止するものでございます。

それと、議案第158号でございます。財産の無償譲渡について(牛道財産区の財産)。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、郡上市白鳥町野添字川端198番地1ほか60筆、7万7,570.38平方メートル。

譲渡の相手方及び内訳は別紙のとおりでございます。

譲渡の期日が平成27年3月1日。

譲渡の理由は、同じく牛道財産区内にある、旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有財産について、財産の管理実態と所有権の一致を図り、適切な財産管理を行うため、地元6つの地区ごとに設立または設立予定の認可地縁団体に当該財産の無償譲渡を行うものでございます。

皆さんのお手元に1枚の資料が行っております。牛道財産区財産の部落管理財産の認可地

縁団体への払い下げというものがございます。ここで、まず2番目の牛道財産区の概要というところがございます。牛道財産区は、野添、六ノ里、中西、阿多岐、恩地、那留自治会をもって組織されておるということでございます。

昭和31年の4月に白鳥町と牛道村、北濃村が合併して、新たな白鳥町が発足したと、これに伴って財産区として設立をしたということでございます。旧牛道村の村有林の創設は、国の政策の中の村有林野統一というようなことによって行われてきておるということでございます。

その中で財産区ということで管理されてきたわけですが、牛道財産区は、財産区の収益で財産区の管理運営費及び基金積立限度を超える余剰金が生じた場合は区有林を設置する基金に移行することとしておったと、この交付を受けた区（自治会）は、この区有林を財産区名義で登記して、それぞれの区自治会で管理を運営していたということでございます。そのために、今回、自治会のほうへ無償譲渡を行っていきたいということでございます。

それでは、下の3のところに牛道財産区財産の状況でございます。全体で86筆ということで、170万4,602.3平方メートルあります。その中で財産区が管理しておるのが25筆ということで、162万7,032平方メートルということで、今回、自治会への無償譲渡をしていきたい部落有林でございますが、野添へ16筆、六ノ里自治会へ26筆、中西自治会へ7筆、阿多岐自治会へ5筆、恩地自治会へ1筆、那留自治会へ6筆ということで計61筆ということで、7万7,570.38平米ということで、割合としては4.55%の分でございます。

それでは、この議案のほうの、同じものがついておるんですが1枚おめくりいただくと、これが移管する財産の一覧表でございます。

それと、次のページが内訳でございます。どこへということで、左側が譲渡先ということと、また右から3つ目が面積というような形でございます。

それと、その次のところに図面がございます。今現在、この赤で塗ってある部分が牛道財産区として管理しておる部分でございます。また、今回無償譲渡していききたいというのは青で塗ってある部分でございます。自治会管理の土地でございますが、ここにおいては青で塗ってある部分、この点々としてある青で塗ってある部分を、今までも自治会が管理していたものを自治会へ無償譲渡していききたいということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議報告第15号について

○議長（尾村忠雄君） 日程28、議報告第15号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

11月21日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたしましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 0時03分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 渡 辺 友 三